

令和4年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

消費税率が5%から10%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 7,203 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 133,622 千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	31,869	22,549	0	0	767	8,553
	高齢者福祉事業	9,546	173	0	2,076	600	6,697
	児童福祉事業	9,670	4,521	400	310	365	4,074
	小計	51,085	27,243	400	2,386	1,732	19,324
社会保険	国民健康保険事業	8,846	0	0	0	727	8,119
	後期高齢者医療事業	25,443	4,056	0	0	1,758	19,629
	介護保険事業	26,924	0	0	0	2,213	24,711
	小計	61,213	4,056	0	0	4,698	52,459
保健衛生	保健事業	17,541		7,700	2,911	570	6,360
	予防事業	2,009	73	0	23	157	1,756
	健康増進事業	1,385	697	0	132	46	510
	高齢者保健事業費	389	0	0	389	0	0
	小計	21,324	770	7,700	3,455	773	8,626
合計	133,622	32,069	8,100	5,841	7,203	80,409	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。